

別表六(十九)

「14」、「38」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する事業年度用

特定の地域又は地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名		
当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(十九)付表「3の①」-「4」)	人	調整基準雇用者数 (2)-(16)	8	人	
基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5」 (マイナスの場合は(2)/(1))		「14」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定地域基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄:「00588」 ③ 「適用額」欄:「14」欄の金額			
給与等支 (別表六(十九)付表「2」)		の	(10)と(11)のうち少ない金額	12	
比較給与等支 (別表六(十九)付表「30」)		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑩」)	13		
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」 又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6	計算	当期税額控除額 (12)-(13)	14	
特定地域基準雇用者数 (別表六(十九)付表「2の④」と「5の④」のうち少ない数 (マイナスの場合は0))	7	人			
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項					
認定年月 (変更の認定年月日)		「38」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※1又は地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※2(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第42条の12第2項」※1又は「第42条の12第1項」※2 ② 「区分番号」欄:「00600」※1又は「00624」※2 ③ 「適用額」欄:「38」欄の金額 ※1 平成30年旧措置法第42条の12第2項(区分番号:「00600」) 平成30年4月1日以前に開始した事業年度 ※2 第42条の12第1項(区分番号:「00624」) 平成30年4月1日以後に開始した事業年度			
地方事業所 (別表六(十九)付表「マイナス」)		の	(3) < 5%又は(3) < 10%の場合 30万円×(26)+20万円×(28)	32	
調整地方事業 (2)と(15)の		税	額控除限度額 (30)、(31)又は(32) (4) < (5)の場合は0)	33	
地方事業所 開始成し 30た 年	地方事業所 開始成し 30た 年	に	合	当期税額基準額 (6)× $\frac{20}{100}$	34
控除対象 (16)と別表六		当期	税額控除可能額 (33)と(34)-(別表六(十八)「16」)のうち少ない金額	35	
非特定新 規基 (別表六		当期	税額控除可能額 (25)又は(35)	36	
非特定 (別表		調整前	法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑩」)	37	
(3) ≥ 10%又は(1) = 0の場合 60万円×(17)+50万円×(18)+40万円×	20	当期	税額控除額 (36)-(37)	38	
円		数に係る当期税額控除額の計算			
「48」欄		地方事業所特別税額控除限度額 30万円×((43)-(43の内書))+20万円×(43の内書)	44	円	
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※1又は地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※2(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合		差引当期税額基準額残額 (24)-(25)又は((34)-(別表六(十八)「16」)-(35))	45		
① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第42条の12第3項」※1又は「第42条の12第2項」※2		当期	税額控除可能額 (44)と(45)のうち少ない金額	46	
② 「区分番号」欄:「00572」※1又は「00625」※2		調整前	法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑩」)	47	
③ 「適用額」欄:「48」欄の金額		当期	税額控除額 (46)-(47)	48	
※1 平成30年旧措置法第42条の12第3項(区分番号「00572」) 平成30年4月1日以前に開始した事業年度					
※2 第42条の12第2項(区分番号「00625」) 平成30年4月1日以後に開始した事業年度					
(マイナスの場合は0)					

(注) 本別表は、「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する事業年度が対象となります。

平成30年4月1日から「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)の前日までの間に終了する事業年度については、P33をご参照ください。

別表六(十九) 平成三十・六・一以後終了事業年度分